

令和3年6月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金) 13:30~14:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦(欠席)
2番	菊島 博文	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美(欠席)	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳(欠席)
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公	26番	石合 榮之(欠席)
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一(欠席)
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行(欠席)		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3	議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	5件
	議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	16件
	議案第3号	農地法第3条買受適格者証明について	2件
	議案第4号	農地法第5条買受適格者証明について	4件
	議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	4件
	議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	6件
	報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	3件
	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：小倉 利仁・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和3年6月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、6番 保阪幸彦委員、7番 上野公委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	5件	12,970 m ²
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	16件	11,629.38 m ²
議案第3号	農地法第3条買受適格者証明について	2件	370 m ²
議案第4号	農地法第5条買受適格者証明について	4件	12,254 m ²
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について	4件	8,869 m ²
議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の承認について	6件	14,580 m ²
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	3件	12,037 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件	3,346 m ²
合計		41件	76,055.38 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、6月3日、全国農業委員会会長大会 Web 視聴を柳本会長が行いました。また、6月7日、山梨県農業会議常設審議委員会及び山梨県農業会議第14回理事会に柳本会長が出席し、6月24日、山梨県農業会議第66回通常総会に柳本会長が対応いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）果樹栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

<委 員>

申請番号1番の譲受人の経営面積がないが、申請事由が経営拡張のためでよいのか？

<事務局>

申請番号1番の譲受人は今回の農地法第3条の規定による申請により、葦崎市の農地法第3条申請の下限面積である4,000㎡を上回る農地の取得をします。そのため、現在、経営面積はなく、取得した農地でぶどう栽培を行う計画でありますので、申請事由を果樹栽培に訂正をお願いします。

<議 長>

その他に質問はありますか？

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、16件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は富士見一丁目、歯科医院・個人住宅のための申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町北下條上横屋、宅地分譲11区画のための申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町北下條榎田、駐車場のための申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町北下條榎田、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町北下條榎田、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号6番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町駒井砂宮神、建売住宅6棟分譲のための申請であります。

申請番号7番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町駒井砂宮神、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号8番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町駒井砂宮神、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号9番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町北下條大原、資材置場のための申請であります。

申請番号10番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町坂井村ノ前、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号11番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は中田町中條中河原、倉庫・駐車場のための申請であります。

申請番号12番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は旭町上條北割桜木、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号13番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は旭町上條北割桜木、一

般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号14番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割宮下、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号15番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割宮下、敷地拡張のための申請であります。

申請番号16番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割山田、太陽光発電施設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番	: 柳本会長
申請番号2番	: 保阪（幸）委員
申請番号3番から5番	: 上野委員
申請番号6番から8番	: 小泉委員
申請番号9番・10番	: 上野委員
申請番号11番	: 田中委員
申請番号12番	: 久保田委員
申請番号13番から15番	: 笹本委員
申請番号16番	: 久保田委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から16番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条買受適格者証明について」及び議案第5号「農地法第5条買受適格者証明について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の9ページをご覧ください。買受適格者証明については3条が2件、5条が4件となっております。申請所在地が同一の为一括にて説明します。

【議案第3号】

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、経営拡張（野菜栽培）のための競売申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、経営拡張（イチジク栽培）のための競売申請であります。

【議案第4号】

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、シイタケ栽培のための競売申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、シイタケ栽培のための競売申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、シイタケ栽培施設及びおがくず置場のための競売申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、シイタケ栽培のための競売申請であります。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、「農地法第3条買受適格者証明について」及び議案第4号「農地法第5条買受適格者証明について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号及び議案第4号について、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の12ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：玉ねぎ、期間：10年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：柿・梅、期間：10年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。

本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。

申請番号5番について、委員に関する案件でありますので、議案第6号が終了するまで、退席をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の14ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：ぶどう、期間：10年5ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：野菜、期間：15年です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稻、期間：10年5ヶ月です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稻、期間：10年5ヶ月です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稻、期間：10年5ヶ月です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：桃、期間：10年5ヶ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が3件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件です。議案集は18ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山上ノ山他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保下原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割塚田他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤京塚、合意解約の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和3年6月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小倉 利仁

○書記：越石 早織

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員_____

署名委員_____